

# 令和7年度 社会福祉法人西仁会事業計画

## 1 基本方針

長らく 2025 年問題といわれてきた「団塊の世代（1947～1949 生れ）が 75 歳以上の後期高齢者となる 2025 年を迎えた。国民の 5 人に 1 人は後期高齢者となる超高齢化社会を迎えることで、雇用、医療・介護、福祉といった多方面で深刻な影響が懸念される時代の始まりを意味する。この先を展望すると、団塊ジュニア世代（1971～1974 生れ）が 65 歳以上になる 2040 年（令和 22）には高齢者人口が 3,929 万人（34.8%）とほぼピーク（2043 年・3,953 万人）に達する。75 歳以上人口は 2055 年（令和 37）まで増加傾向が続き、要介護認定率や介護給付費が急増する 85 歳以上人口は、2035 年（令和 17）まで 75 歳以上人口を上回る勢いで増加し、2060 年（令和 42）頃まで増加傾向が続くものと予測されている。

そうした中で、1995 年をピーク（8726 万人・69.5%）に減少が続いている生産年齢人口（15～64 歳）は、2040 年には人口の 55.1%（6213 万人）まで下げ、2025 年から約 1,100 万人減少することが予測されている。少子高齢化の進行により需要が高まる医療・福祉業界における人材不足の深刻化、さらに現行の、若者が高齢者を支える社会保障制度の崩壊危機といったことが「2040 問題」として指摘されている。

このような将来見通しのもとに、昨年 4 月 1 日に介護報酬改定が行われた。それと同時に 2024 年度からの 3 か年を対象とした第 9 期介護保険計画及び同支援計画がそれぞれ宇都宮市と栃木県により策定された。前者の介護報酬はプラス 1.59% の改定であったが、うち 0.98% は介護職員の処遇改善に割り当てられ、当法人においては大幅な物価高騰を吸収するには厳しい状況だ。また、後者の第 9 期介護保険事業（支援）計画は、①当該地域の中長期的な人口動態や介護ニーズの見込みなどを踏まえた介護サービス基盤の計画的な整備、②当該地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの深化・推進、③当該ケアシステムを支える介護人材の確保や介護現場の生産性向上などに対する具体的な施策や目標等を定めたものである。当法人においては、令和 6 年度、福祉施設の定数変更などを当該計画に計上し実施した。

本年度は、上記第 9 期介護事業（支援）計画を踏まえ、今後の情勢も見極めながら、法人基本理念の実現に向け、以下の重点課題の取組みや諸施策の着実な推進に努めていく。

### （重点課題）

- 1 稼働率・収益力の向上
- 2 介護・看護職等専門職の安定的な確保
- 3 ICT の活用と生産性の向上
- 4 科学的介護情報システム（LIFE）の運用・活用、及び栄養マネジメントの実施
- 5 BCP（業務継続計画）に基づく災害と感染症の対応のための研修・訓練の実施
- 6 評価制度の導入検討（意欲と成長を促す）

(運営方針に基づく諸施策の推進)

- 1 利用者本位で質の高いサービス提供 (13)
- 2 地域との交流、連携 (5)
- 3 経営基盤の充実強化 (8)

## 2 事業計画

法人基本理念の具現化に向け、以下の方針に基づき各施設等において事業等に取り組むものとする。

### (1) 利用者本位で質の高いサービスの提供

利用者や地域から信頼される施設の実現を目指し、利用者本位で質の高い支援や、良質で安全、安心な施設サービスを提供するとともに、地域社会や時代のニーズを的確に把握し、事業サービスに反映させるほか、多様な人材を確保するとともにその人材を計画的に育成し、専門職による質の高いサービスを提供する体制を確立する。

#### ① 法人基本理念等の浸透と実践 [全施設、法人]

全職員に定着浸透させ、日々のサービス実践等に積極的に反映させる。

#### ② 利用者の人権と人格尊重 [全施設、法人]

人権意識を高め、利用者の尊厳を支えるケアの徹底を図るため「社会福祉法人西仁会高齢者虐待防止指針」に基づき日常的な点検実施や定期的な研修等を行う。

#### ③ 社会的な信頼の確保、向上 [全施設、法人]

- ・法令や規程の遵守徹底を図る、適宜必要な職員研修を行う。
- ・各種提供サービスの評価や意見・要望等を把握し事業運営の反映に努める。

#### ④ 接遇の向上 [全施設、法人]

施設サービスの基本となる接遇向上を図るため、委員会活動等により向上を目指す。

#### ⑤ 安全で安心のサービス提供 [全施設]

利用者の安全・安心の確保は、質の高いサービスの根幹を為すものであり、様々な危機に、より適切に対応できるよう危機に係わる各担当委員会（防災対策、事故防止、感染症対策、身体拘束・虐待防止等）を中心に、活動を展開し危機管理の強化や事故の未然防止に向けた対応に努める。

#### ⑥ 計画的な研修事業の推進 [全施設]

質的なサービス向上を図るには、人材育成は欠かせない課題である。職員に必要な知識や技術等が習得できるよう研修委員会の開催、職員研修計画の策定・実施等に努める。また、職場内研修の充実に向け、階層別研修を中心に法人内部講師の養成に努める。

#### ⑦ 資格取得の支援 [全施設]

介護福祉士等の資格職種を多く配置して質の高いサービスを提供する体制を整えるため、介護福祉士や介護支援専門員等の資格取得支援を実施する。

#### ⑧ 栄養ケアマネジメントの実施 [老健・特養]

利用者の栄養状態、健康状態を改善し、生活の質（QOL）を向上させることを目的に、管理栄養士を中心に多職種協働で栄養ケアマネジメントを実施する。

#### ⑨ 感染症対策の強化 [全施設]

感染症を予防する体制を強化し、平常時から対策を徹底するとともに、感染症発生時には感染拡大防止のため、迅速かつ適切に対応を図る。

⑩ 科学的介護情報システム（LIFE）活用の推進〔特養・老健・通リハ〕

科学的に効果が裏付けられた自立支援・重度化防止に資する質の高いサービス提供の推進を目的とし、科学的介護情報システム（LIFE）を用いた厚生労働省へのデータ提出とフィードバックの活用による、P D C Aサイクル・介護ケアの質の向上を図る。

⑪ 事業継続計画（BCP）の運用〔全施設〕

感染症や自然災害が発生した場合でも利用者に対して介護サービスが安定的に継続的に提供されることは重要である。災害や感染症への適切かつ迅速な対応ができるよう、職員全員での研修及び訓練を実施する。

⑫ ICT機器や介護ロボットの活用〔老健・特養〕

高齢化が進行する中で、介護従事者の人材の不足が、2025年には約38万人が不足するとされている一方、より質の高い介護サービスが求められる。そうした課題の打開策として、見守り機器や介護記録システム等のICT機器や介護ロボットなどテクノロジーの活用を推進する。

⑬ 看取り（ターミナルケア）の導入（老健）

国民の5人に1人が75歳以上となる超高齢社会の到来は、亡くなる人が急増する「多死」社会でもある。

現在、年間死者数の約75%は病院で亡くなっているが、一人暮らしの高齢者の増加や家族介護が難しいといった社会的背景から在宅介護よりも介護施設で最期を迎えるニーズは今後より高まるものと考えられる。

住み慣れた地域で自分らしい生活を生涯可能とする「地域包括ケアシステム」が深化する中で、人の最期を迎える場所は、本人や家族が望む場所での看取りの実施が望まれるところである。

本格化する高齢多死の時代、「看取りの実施」のニーズがあるのであれば、在宅復帰・在宅支援機能の一環として積極的に応えていくのが地域包括ケアシステムを深化・推進するうえで老人保健施設の使命ともいえる。

このような考えから、ファミール滝の原における看取りの実施に向け、必要とされる指針づくりや体制整備などを進める。

## （2）地域との交流、連携

法人が有する専門的な機能や資源等の地域への提供や、地域との相互交流等を積極的に進めることにより地域福祉の向上に貢献するとともに、地域の福祉人材の育成支援や地域に開かれた施設運営を行う。なお、各施策・事業の実施にあたっては新型コロナウイルス感染症の状況等を考慮しながら進めていく。

① 地域における公益的な取組〔全施設、法人〕

地域の生活困窮者や福祉制度の狭間で困っている方々に対する相談・支援を行う「いちごハートねっと事業（事業主体：栃木県社会福祉協議会）」に参画する。社会福祉施設の持つノウハウや機能、ネットワークを活かし、福祉に関する総合的な相談窓口を開設する。

② 施設機能の地域への提供〔全施設、法人〕

法人が有するリハ医療、福祉等の施設機能を地域に提供するため、実習生等の受け入れや会議室等の地域開放を積極的に行う。

③ ボランティア等の積極的な受け入れ〔全施設〕

将来の福祉人材の育成や利用者の生活の質を高める活動支援の一環として、各種教育実習、体験学習、ボランティア等の積極的な受け入れを行う。

④ 地域交流行事開催等による地域との交流推進〔全施設、法人〕

四季折々の地域交流行事の開催や、地域主催行事への参加等により、地域（住民等）との交流を深める。

⑤ 地域と連携した災害対策の推進〔全施設、法人〕

災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、訓練の実施にあたって、地域住民の参加が得られるよう連携につとめる。

(3) 経営基盤の充実、強化

法人の将来発展、経営の安定化を図るには経営基盤の充実強化は不可欠な課題である。経営の健全化の推進(中期収支計画の作成等)、組織の整備強化、人材の確保・育成等に積極的に取り組む。

① 経営会議の設置運営〔法人〕

法人経営について、収支状況の分析・評価、財務の健全化、経営の効率化、新規事業の発掘など、幅広く協議する場として設置運営する。

- ・中期収支計画及び施設整備計画の見直し
- ・老健・通所リハビリ事業経営の見直し検討
- ・多様な働き方に関する調査検討

② 収入拡大とコストの縮減〔全施設、法人〕

利用料収入の増大を図るための各種方策について検討を行い、実施可能なものから実施する。

また、職員のコスト意識の徹底を図るとともに、調達や契約の方法等も含め、コスト縮減に取り組む。

③ 介護・看護等専門職の安定的な確保〔特養・老健〕

全産業に厳しい雇用情勢が続く中で、その厳しさが突出している介護職を中心に専門職の人材不足が深刻化しつつある。

これまで進めてきた処遇改善や働きやすい労働環境の整備などの施策の拡充に努めるとともに、令和元年度に開始した外国人の介護人材の受入を引き続き行っていく。併せて、技能向上や定着率を高める施策を進めていく。

④ 人材育成と働きやすい職場づくり〔全施設、法人〕

福祉サービスは、対人支援サービスであり、その担い手である職員一人ひとりの力量がサービスの質に直結する。このため、全職員を対象に体系的、計画的に人材の確保・育成を図っていく。また、休暇制度、安全衛生環境、職員交流機会等の充実に努めるなど、働きやすい職場環境づくりを進める。この一環として健康づくりの策定やストレスチェックの実施などを進める。

⑤ 人事評価制度の導入検討〔法人〕

人事評価制度は、法人の目標実現のみならず、職員のモチベーションを向上させ、職員の成長、育成にも有効な制度である。客観性や明確性が高く、職員自身納得できる評価基準の設定や職員

の処遇など実現に向けた検討を進める。

⑥ 計画的な施設整備〔全施設、法人〕

将来にわたり事業を継続していくためには、適切な施設整備と健全な経営の双方が必要である。中期施設等整備計画を見直し、費用対効果や緊急度を考慮した事業選択により計画的な施設整備を進める。また、特別養護老人ホーム滝の原苑及びケアハウスなどの福祉施設について大規模改修や建替えも視野に入れながら再生計画を策定する。

⑦ 協力医療機関との連携強化〔老健・特養・ケア〕

施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、適切な対応が行えるよう協力医療機関との連携強化を図る。

⑧ 稼働率向上に向けた営業活動の推進及びホームページ等の発信力強化〔全施設、法人〕

稼働率向上のためには施設・事業所の存在やサービス内容を知ってもらうことが重要であることから、次のことに取り組む。

- ・地域の居宅介護支援事業所や医療機関等への定期的な営業活動の実施
- ・ホームページ内容の見直し

3 事業所別の利用人員(目標)		7年度 (6年度)	【定員】
(1) 特別養護老人ホーム滝の原苑	一日あたり入所人員	52人 (51人)	【54人】
(2) 短期入所生活介護滝の原苑	一日あたり利用人員	2人 (2人)	【8人】
(3) ケアハウス滝の原苑	一日あたり入所人員	24人 (24人)	【30人】
(4) 老人保健施設ファミール滝の原	一日あたり入所人員	88人 (88人)	【100人】
(5) 通所リハビリテーション	一日あたり利用人員	13人 (15人)	【20人】